

## 最終答申（素案）について

## 1 中間答申からの修正の考え方

昨年12月に実施したパブリックコメントや自治会説明会での意見を整理した結果、「中間答申の方向性を大きく変えることはない」という結論に至った。

ただし、前回の専門部会の中で、有料化の仕組み等に関して詳細を明確に示し、理解を深めてもらう必要があるとの意見集約がされた。そのため、中間答申に修正を加え、最終答申（素案）を作成した。

最終答申（素案）の構成は以下のとおり。また、各区分別の修正の考え方は別表のとおり。

## 《最終答申（素案）の構成》

- 1 海老名市清掃行政の歩み
- 2 海老名市のごみ処理の現状
- 3 海老名市のごみ処理の課題と減量の目的
- 4 家庭系ごみ減量化策について【追加】

海老名市のごみ処理の現状と課題

現状、課題・目的を明確にするため項目を分離

ごみ減量化策の有効な手法として有料化が挙げられることを明記

- 5 家庭系ごみ有料化の有効性
- 6 家庭系ごみ有料化の仕組み【以下を明確化】

- 減免対象者 ⇒ 生活保護受給世帯が一般的であると明記
- 減免対象品目 ⇒ 地域清掃ごみ、紙おむつ等が一般的であると明記
- 手数料の設定 ⇒ 2.0円/Lの手数料水準が望ましいことを明記  
また、手数料の割合は約17%であることを明記

- 7 家庭系ごみ減量化・資源化のための併用策【以下を明確化】

- 戸別収集 ⇒ 対象品目はコスト等を踏まえて検討
- 剪定枝の資源化 ⇒ 資源化手法(RPF化、堆肥化等)や排出方法を検討

- 8 新たな減量化策導入に当たっての留意事項【追加】

- 不法投棄対策について
- ごみに関する情報提供や周知の徹底
- 戸別収集導入時、集合住宅への支援策の検討

## 意見に対する最終答申の修正の考え方について

No.	意見	修正の考え方	修正 ページ	項目
1	事業系と家庭系の排出量の内訳が示されていない。	事業系と家庭系の排出量ができるよう図1と図3で表記	P2 P3	2(1) 2(2)
2	人口が増加すればごみの量が増えるのは当然である。	ごみ量増加は人口増だけでなく、1人あたりのごみ排出量も停滞していることも要因の一つ。1人1日当たりのごみ排出量のグラフを記載し、近年横ばいで推移している内容を追記	P2 P5	2(1) 3(1)
3	焼却量が増加したのは事業系ごみの増加が原因ではないか。	事業系も家庭系も増加傾向にあり、市全体の焼却量を減らすには各々で減量化策を講じる必要がある内容を追記	P3 P5	2(2) 3(1)
4	組成分析の結果について、現状を市民に説明すべき。	組成分析の結果を円グラフ(図2)で表記	P3	2(1)
5	減量の目的は。 財政負担を削減するためにごみを減量するよう感じる。	ごみ減量化の目的と減量により得られる効果を追記 《目的と効果》 ◦焼却施設の負担軽減 ◦財政負担の削減	P5 P6	3(2)
6	新ごみ処理施設の焼却能力が減るからごみを減らさなければならぬのか。	◦近隣住民の負担軽減 ◦次世代への負担軽減 ◦環境負荷の軽減		
7	座間市・綾瀬市も有料化を検討しているのか。	座間市・綾瀬市ともにごみの減量化が喫緊の課題であることの共通認識は図られていること、減量化策は各市それぞれが検討し、取り組んでいく旨を追記	P6	3(2)
8	有料化ありきではなく、有料化がごみの減量化策の手法の一つであることを留意した方がよい。	有料化の検討が必要となる理由の明記がないため追記(国の推奨、動機づけ、負担の公平性の確保等)	P6	4
9	減免対象範囲はどのようになっているか。	具体的な減免例が明記されていないため、他市の一般的な減免対象者・対象品目について追記	P9	6(2)

No.	意見	修正の考え方	修正ページ	項目
10	一定量以上を有料化してはどうか。	一定量以上のごみに手数料負担を求める「超過従量制」も含め検討した結果、ごみ量に応じた手数料負担となる「単純従量制」が望ましい内容を追記	P10	6(3)
11	2円/Lは高いのではないか。(税の二重取りではないか。)	2.0円/Lの手数料水準が望ましいことを明記 また、手数料割合は17%であり、ごみ処理費用の一部負担であることを明記	P10	6(5)
12	全品目戸別収集となるのか。	対象品目については、コスト等を踏まえて検討する内容を追記	P12	7(1)
13	剪定枝の資源化にはどのようなものがあるか。	一般的な資源化の手法(RPF化・チップ化・堆肥化)について追記	P12	7(2)
14	不法投棄が危惧される。	パトロールの強化や関係機関との連携に関する内容を追記	P13	8(1)
15	外国籍の方への対応が必要になる。	高齢化、国際化、情報社会等の社会情勢に対応できるよう、幅広い周知を検討・実施する項目を追加	P13	8(2)
16	集合住宅はメリットがない。	市の支援策について検討する内容を追記	P13	8(3)
17	敷地内に独自の集積所がない小規模集合住宅対策はどのようにするか。	新たに敷地内に集積所を設ける必要がある内容を追記 また、開発行為まで至らない小規模な建築などに対しても集積	P13	8(3)
18	開発行為に該当しない建物の建築に対しても、集積所設置を促して欲しい。	所に関する協議ができるような対策を検討する旨を追記		

家庭系ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について

答申書

（素案）

平成30年6月

海老名市環境審議会

## —目次—

### はじめに

1	海老名市清掃行政の歩み .....	1
2	海老名市のごみ処理の現状 .....	2
	（1）家庭系ごみの現状	
	（2）事業系ごみの現状	
	（3）海老名市のごみ焼却量	
3	海老名市のごみ処理の課題と減量の目的 .....	5
	（1）ごみ処理の課題	
	（2）ごみ減量化の目的と効果	
4	家庭系ごみ減量化策について .....	6
5	家庭系ごみ有料化の有効性 .....	7
	（1）全国の家庭系ごみ有料化の実施状況	
	（2）家庭系ごみ有料化の有効性	
	（3）有料化実施自治体のごみ減量効果	
	（4）有料化の分別促進・排出抑制効果	
6	家庭系ごみ有料化の仕組み .....	9
	（1）有料化の対象	
	（2）減免対象の範囲	
	（3）手数料の料金体系	
	（4）手数料徴収方法	
	（5）手数料の設定	
	（6）指定ごみ袋の種類と販売方法	
	（7）手数料収入の使途	
7	家庭系ごみ減量化・資源化のための併用策 .....	12
	（1）ごみ減量効果を高める戸別収集の検討	
	（2）剪定枝の資源化	
	（3）雇用機会の創出	
8	新たな減量化策導入に当たっての留意事項 .....	13
	（1）不法投棄対策について	
	（2）ごみに関する情報提供や周知の徹底について	
	（3）その他の留意事項について	

## はじめに

平成15年3月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受けて、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画において、計画目標年度（平成39年度）までに三市のごみ量を平成12年度比30%削減と目標を定め、その目標達成に向けたごみの減量化策、資源化策を図ってまいりました。

しかしながら、平成26年度以降ごみ量は三市ともに横ばいまたは増加傾向に転じ、海老名市では資源化率も低下傾向が続いており、更なるごみの減量化・資源化を各市において早急に進めることが喫緊の課題になっています。

また、平成17年5月に廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されております。

その背景としては、最終処分場の延命化や焼却施設の老朽化、建設の困難性が主な要因となっており、ごみを減量化する動機付けとしての有料化が有効な施策になっているためと考えられます。

全国的な傾向では、既に6割を超える自治体で家庭系ごみの有料化を実施しており、その減量効果も実証されていることから、さらなるごみの減量化、資源化を推進するため、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点からも家庭系ごみの有料化も含めた検討が必要となってきました。

海老名市環境審議会は、平成29年5月31日に海老名市から「ごみの減量化策（戸別収集・有料化含む）について」の諮問を受けた後、このような経緯を踏まえながら、慎重に審議を行った結果、ここに答申するものです。

# 1 海老名市清掃行政の歩み

年度	ごみ関係	その他事業関係	人口	ごみ量 (トン/年)
昭和30年	町民が防空壕をごみ捨て場として利用し問題となる		16,535	
昭和38年	高座三町清掃処理組合設立（一部事務組合）	海老名町清掃条例制定		
昭和39年	ごみ収集の申込制開始（保健衛生課）	高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定		
昭和40年	ごみ収集開始。週2回ポリバケツ収集		28,915	
昭和42年	ごみ焼却炉が完成 ごみ申込制から、ごみ停留所制に変更			
昭和45年	ポリバケツ収集廃止し、紙袋収集に変更 紙袋を町内のタバコ屋で販売 ビニール製ごみ袋使用禁止		44,492	
昭和46年	第2次ごみ焼却炉が完成（200t炉）	市制施行		
昭和49年	粗大ごみ処理施設完成			
昭和50年	良質のごみ袋販売開始		59,783	
昭和51年	廃びん(酒店)の資源再利用			12,041
昭和54年		美化センター開所		
昭和56年	粗大ごみ戸別有料収集開始			
昭和59年	使用済み乾電池分別収集開始			
昭和61年	夏季期間の可燃ごみ週3回収集試行			
昭和62年	可燃ごみ週3回収集開始 粗大ごみ美化センター自己搬入無料化実施			
平成3年	「缶、紙、布、びん」月1回収集開始（委託）			
平成4年	分別品目を「缶・びん」、「紙・布」、「燃やせないごみ」にし、月4回収集へ			
平成5年	生ごみ処理容器設置費補助事業開始			
平成6年	牛乳パックの分別収集開始	適正処理困難物の指定		
平成9年	透明・半透明ごみ袋の導入			
平成10年	ペットボトルの分別収集開始			
平成12年	ミックスペーパーの分別収集開始		117,519	34,237
平成13年	粗大ごみ手数料料金改定 容器包装プラスチック・食品トレー・廃食用油の分別収集開始	資源化センター、リサイクルプラザ供用開始		
平成14年		高座清掃施設組合搬入手数料改定 (18円/kg⇒21円/kg)		
平成17年	「燃やせるごみ」を週2回収集へ 現在の分別品目による収集体制へ		123,764	30,878
平成22年	生ごみ処理容器設置費補助額引き上げ (電動式)	高座清掃施設組合搬入手数料改定 (21円/kg⇒25円/kg)	127,707	28,324
平成26年	生ごみ処理容器設置費補助額引き上げ (非電動式)			
平成28年	ミックスペーパーの品目拡大 粗大ごみとして排出された木製家具類及び布団類のRPF化		130,581	29,606

ごみ問題は、人口の増加、社会情勢の変化などにも大きく左右され、時代とともにその形を変え、その都度市民のご協力のもと対策を講じています。

## 2 海老名市のごみ処理の現状

### (1) 家庭系ごみの現状

#### ① 家庭系ごみ排出量について

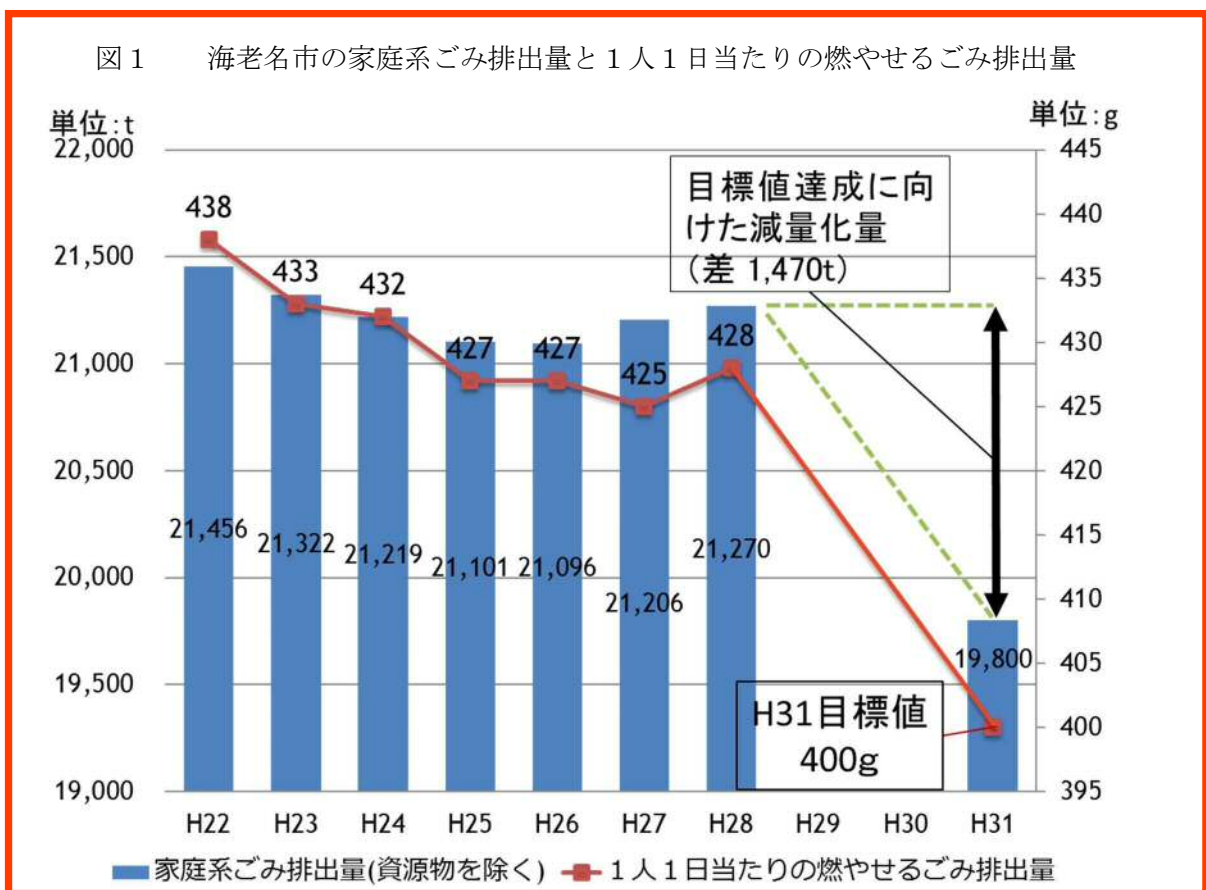
海老名市の資源物を除く家庭系ごみ排出量と1人1日当たりの燃やせるごみ排出量の推移は、図1のとおりです。これまで様々なごみ減量化策に取り組んできたこともあり、平成26年度までは順調にごみが減っておりましたが、ここ数年は人口増加等の影響により、家庭系ごみ排出量は増加傾向で推移してきております。

また、1人1日当たりの燃やせるごみ排出量についても、平成25年度以降、おおむね横ばいで推移してしております。

平成31年度の目標値である1人1日当たりの燃やせるごみの排出量400g<sup>※</sup>を達成した場合、家庭系ごみ想定排出量は19,800tとなり、現状のごみ量のまま推移した場合と比較すると約1,470tの乖離が生じることが想定されます。

【No. 1】

【No. 2】



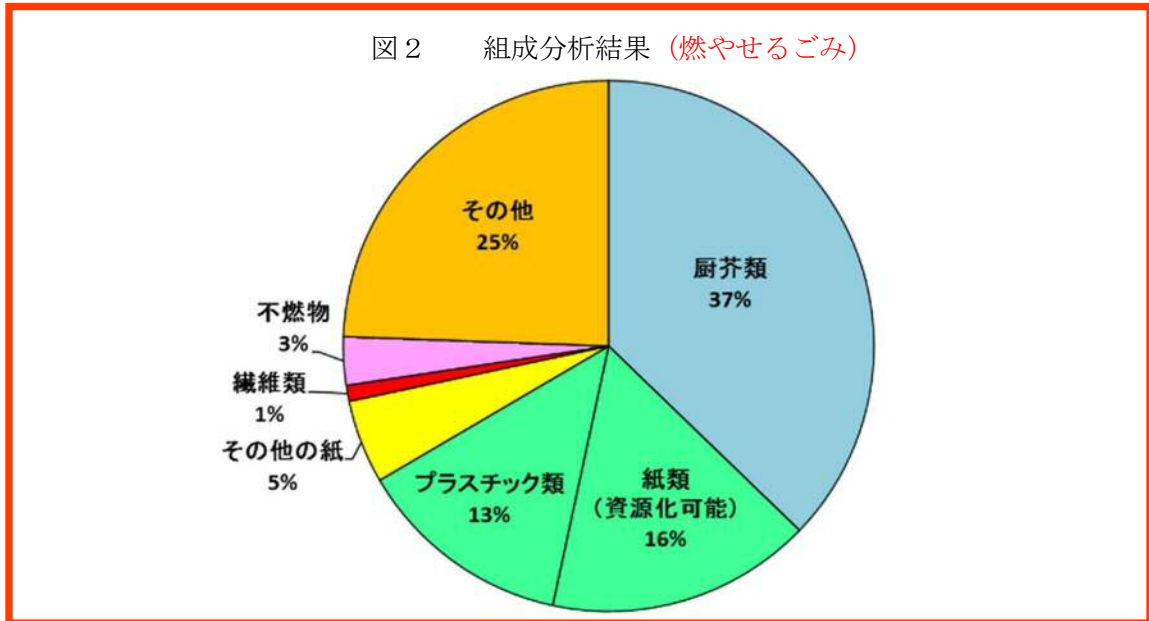
#### ② 組成分析結果 (ごみの内容物検査)

平成27年度に海老名市で実施した組成分析の結果は、図2のとおりです。

海老名市が実施した燃やせるごみの組成分析では、資源化可能な紙類が16%、プラスチック類は13%混入しており、分別を徹底することで29%のごみを減量化できます。



【No. 4】



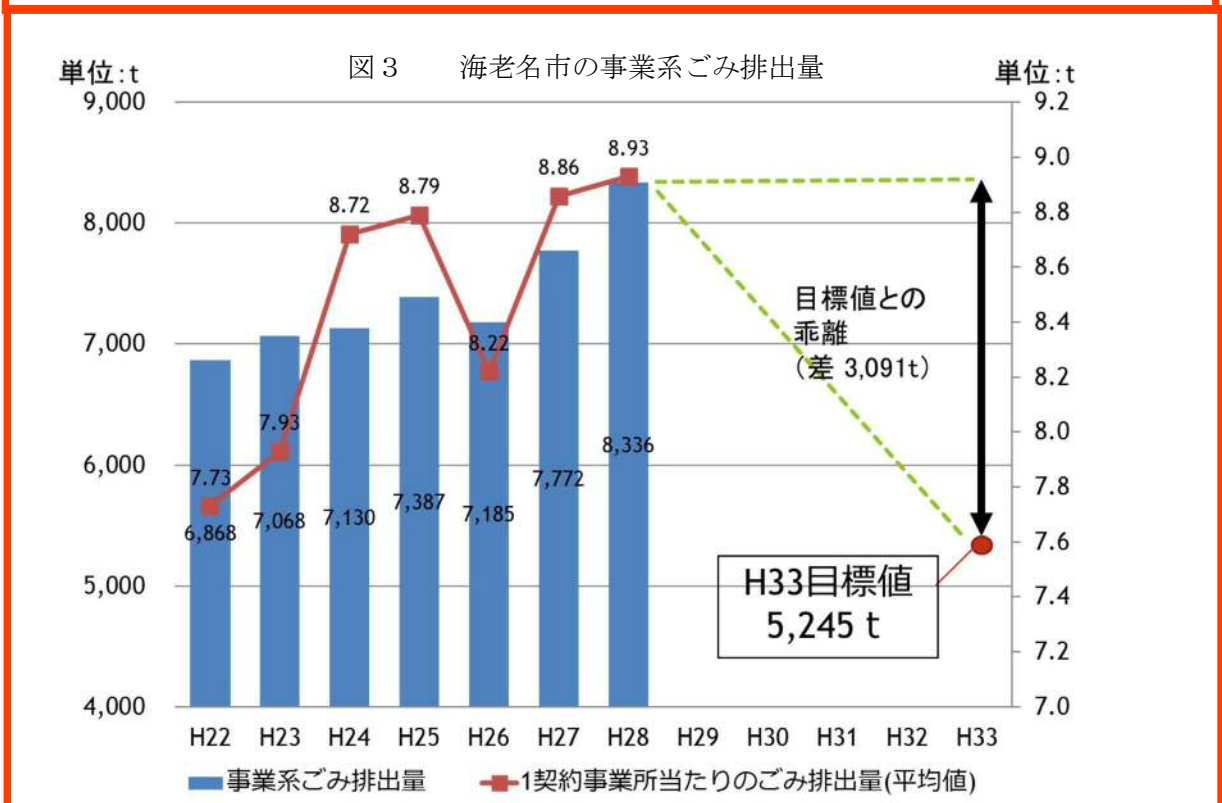
(2) 事業系ごみの現状

事業系ごみの年間排出量は、図3のとおりであり、平成26年度以降急増しております。現状のごみ量で推移した場合、計画の平成33年度中間目標値に対し、約3,100tの乖離が生じることが想定されます。

【No. 3】

事業系ごみについても、早急に減量化策を検討していく必要があることから、事業系ごみに特化した専門部会を設置し、審議を進めております。

【No. 1】



※ 1 契約事業所当たりのごみ排出量 (平均値) …事業系ごみ排出量を収集運搬業者が契約している総事業所数で除した数値。

### (3) 海老名市のごみ焼却量

高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画の中で、海老名市では平成39年度までに家庭系ごみと事業系ごみの年間焼却量の目標値を、平成12年度の年間焼却量 32,980 トンに対し、約26%減の年間約24,000 トンとしています。

図4のとおり、海老名市のごみの年間焼却量は平成26年度以降増加傾向で推移しております。仮に現状のごみ量で推移した場合、平成33年度の間目標値に対し、約4,500 トンの乖離が生じることが想定されます。



#### 年間焼却量の目標値

平成33年度(中間目標)⇒約25,000t/年

(平成12年度比約25%削減)

平成39年度(計画目標)⇒約24,000t/年

(平成12年度比約26%削減)

### 3 海老名市のごみ処理の課題と減量の目的

#### (1) ごみ処理の課題

【No. 3】

平成33年度焼却量目標値の達成には、約4,500トンのごみの減量が求められており、家庭系ごみ排出量は平成31年度までに約1,500トン、事業系ごみ排出量は平成33年度までに約3,000トン減量する必要があります。

この目標値達成には、これまでの手法を継続するだけでは厳しく、さらに家庭系ごみの焼却量を減らすには、これまで以上に踏み込んだ減量化策の実施が求められます。

海老名市のごみ焼却量が増えてきた主な要因としては、まちの賑わいや人口増加等の影響により、家庭系・事業系のごみ量ともに増加してきたことが考えられます。

【No. 2】

しかし、家庭系ごみに関しては、1人1日当たりの燃やせるごみ排出量も横ばいで推移していることから、人口増加の影響だけでなく、ごみ減量化策の効果が頭打ちの状態になっているものと考えています。

一方、組成分析調査によると、燃やせるごみの中に約3割の資源物が混入しており、分別意識に大きな個人差が見られる結果となっています。

これは、分別が徹底されている方のごみもされていない方のごみも一律に収集・処理されてしまうことにより、分別意識が働きづらいことも原因の一つと考えられます。

このように、燃やせるごみに対する資源物の混入率が約3割である海老名市では、分別の徹底によりごみの排出量を大幅に減らせる余地があるため、今後は市民一人一人の分別意識に動機付けが働くごみ減量化策の検討が求められます。

【No. 5】

#### (2) ごみ減量化の目的と効果

【No. 6】

##### ①焼却施設への負担軽減

ごみの焼却処理は、安定した処理を継続させる必要があるため、焼却施設へ過度な負担とならないようにしなければなりません。

そのような中、三市（海老名市・座間市・綾瀬市）のごみ処理施設である「高座清掃施設組合」は、老朽化などに伴い新たな施設を同敷地内に建設中で、平成31年度より新たなごみ処理施設として稼働する予定です。

ごみの減量により、将来にわたり焼却施設へ与える負担を軽減でき、焼却費用や保守等のランニングコストの削減だけでなく、施設の延命化にも繋がります。

##### ②近隣住民の負担軽減

高座清掃施設組合が海老名市本郷に所在していることにより、昭和42年の稼働から約半世紀にわたって近隣住民に対して精神的にも大きな負担を与えており、さらに同敷地内で施設の更新に向け、新たなごみ処理施設を建設しております。

この施設更新に当たっては、近隣住民と「ごみの減量」と「搬入車両の減少」を条件の一つに合意が得られていることもあり、継続してごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。

## 【No. 7】

そのような中、高座清掃施設組合構成三市では、ごみの量が増加傾向にある現状を踏まえ「ごみの減量化が喫緊の課題」であるとの共通認識を図り、各市において減量化策を検討し、取り組むこととしています。

海老名市は、焼却施設の所在市として、率先してごみの減量化に取り組んでいく必要があると考えます。

### ③環境負荷の軽減

ごみの減量化、資源化が推進されることで、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出抑制にも寄与できます。

### ④財政負担の削減

ごみの処理には多額の税金が使われています。ごみ焼却量を減らすことで、焼却経費の削減となり、他の市民サービスの拡充が図られます。

### ⑤次世代への負担軽減

課題の先送りをすることなく、将来を見据えた対策を講じることで、次世代への負担が軽減できます。

## 4 家庭系ごみ減量化策について

## 【No. 8】

ごみの減量目的達成やごみ減量による効果を得るためには、市民の分別意識を促進し、持続性のあるごみ減量効果と排出抑制効果を併せ持つ施策が求められており、これらに有効と言われている手法として、家庭系ごみ有料化が挙げられます。

家庭系ごみ有料化とは、指定ごみ袋をごみ処理手数料を上乗せした価格で購入していただくことにより、処理経費の一部を負担してもらう方法です。

国におきましても、平成17年5月に「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、「一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが市町村の役割」とされています。

家庭系ごみ有料化では、ごみの分別に協力する市民に対して費用負担の公平性が図られるとともに、排出抑制やごみ減量への関心を持ってもらうための効果的なツールであることから、市民の意識改革にも繋がる有効な減量化策と言えます。

また、ごみが減量することで、環境や処理施設への負担が低減され、財政面でも、焼却経費や施設、車両等の維持管理費の軽減が期待できます。

以上のことから、海老名市においてもさらなるごみの減量化を図るため、持続的な減量効果が見込まれる有料化の導入は、減量化策の有効な手法の一つであると考えます。

また、家庭系ごみ有料化の併用策として、戸別収集の導入や分別品目の追加が挙げられ、有料化と併用実施することにより、ごみの減量効果や美化意識の向上など、相乗効果が期待できるものと考えます。

## 5 家庭系ごみ有料化の有効性

### (1) 全国の家庭系ごみ有料化の実施状況

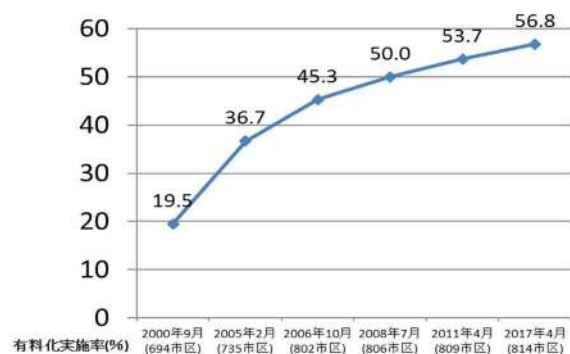
家庭系ごみ有料化は、近隣では東京都多摩地域をはじめ、県内の鎌倉市、逗子市、大和市、藤沢市の4市で導入されています。

東洋大学山谷修作教授の全国調査によると、全国市区町村での有料化実施自治体は60%を超えており、近年においても着実に増加しております。(表1、図5参照)

表1 全国市区町村の有料化実施状況  
(平成29年4月現在)

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	814	462	56.8%
町	744	519	69.8%
村	183	120	65.6%
市区町村	1741	1101	63.2%

図5 全国市区の有料化実施率推移



出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

### (2) 家庭系ごみ有料化の有効性

有料化を導入している130自治体を対象とした調査結果によると、有料化の導入により多くの自治体でごみの減量効果が表れています。

また、図6のとおり導入翌年度と導入5年目の年度のごみ量を比較しても、大きなリバウンドは見られず、ごみの減量が維持されていることから、かなり大きな減量効果を上げていると言えます。

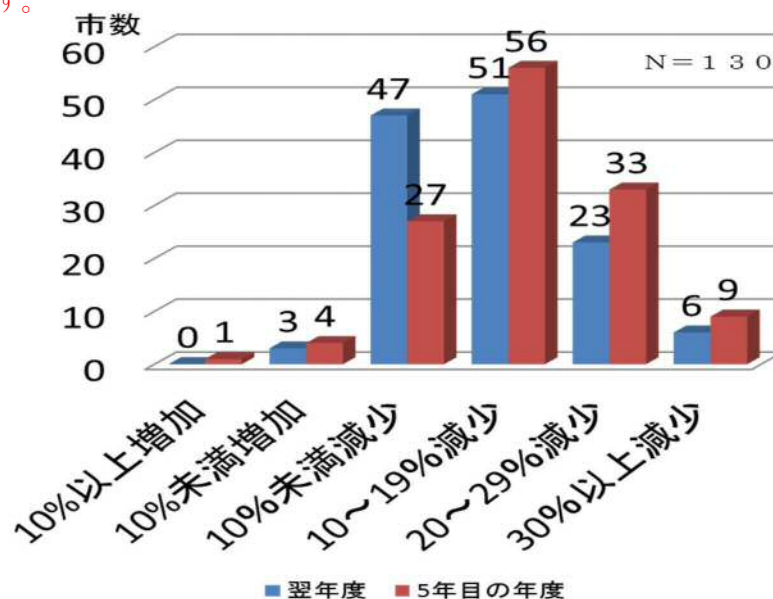


図6 有料化導入後の家庭系ごみ排出量の減量効果

出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

### (3) 有料化実施自治体のごみ減量効果

神奈川県内においても鎌倉市、逗子市、大和市、藤沢市の4市がごみの減量化を目的に「家庭系ごみの有料化」を実施し、ごみの減量化に有効な手法であることを実証していることから、海老名市においても有料化の導入により、同様の効果が期待できるものと考えます。

神奈川県内及び多摩地域の実施自治体では表2、表3のとおり減量効果が得られています。

表2 他市の減量効果（燃やせるごみ）

燃やせるごみ	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
導入年月日	H27年4月	H27年10月	H18年7月	H19年4月	H20年1月
導入前	24,191t	14,115t	46,946t	100,970t	29,489t
導入後	20,092t	10,337t	33,940t	88,072t	24,598t
増減比較	-4,099t	-3,778t	-13,006t	-12,898t	-4,891t
増減割合	<b>-16.9%</b>	<b>-26.8%</b>	<b>-27.7%</b>	<b>-12.8%</b>	<b>-16.6%</b>

表3 他市の減量効果（燃やせないごみ）

燃やせないごみ	鎌倉市	逗子市	大和市	藤沢市	西東京市
導入年月日	H27年4月	H27年10月	H18年7月	H19年4月	H20年1月
導入前	1,712t	540t	4,384t	10,959t	6,189t
導入後	925t	206t	2,511t	6,792t	2,625t
増減比較	-727t	-334t	-1,873t	-4,167t	-3,564t
増減割合	<b>-46.0%</b>	<b>-61.8%</b>	<b>-42.7%</b>	<b>-38.0%</b>	<b>-57.6%</b>

※有料化の実施に伴い、分別品目の見直しなど併用策も行っているため、減量の要因が全て有料化によるものとは言えないが、有料化導入を機にごみの減量化が図られています。

### (4) 有料化の分別促進・排出抑制効果

「家庭系ごみ有料化」は、燃やせるごみに混入されている資源物や不適物を市民自らが分別・資源化することを促す手法です。

さらにこの手法は、市民のごみに対する関心と意識を高める効果も併せ持つ手法でもあります。現在の1人1日当たりのごみ排出量は表4のとおりとなっています。

表4 1人1日当たりのごみ排出量の比較

平成28年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源物	家庭ごみ
海老名市	427.7g	11.0g	7.6g	204.2g	650.5g
大和市	396.0g	26.0g	12.0g	164.0g	598.0g
西東京市	315.1g	45.2g	1.9g	186.7g	548.9g

※西東京市の資源物量は行政回収量のみであり、集団回収量（44.1g）は含まれていない。

## 6 家庭系ごみ有料化の仕組み

### (1) 有料化の対象

有料化導入の目的は、市民の分別意識の向上を図ることで、再生利用が可能な資源物の分別を促すため、資源物は手数料を無料若しくは安価にする一方、減量したい「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」は資源物より手数料を高くすることが望ましいとされています。

ごみの減量化・資源化が喫緊の課題である海老名市の現状を踏まえると、最大の減量効果が得られるよう「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」を有料化対象品目とし、資源物を無料品目とすることが望ましいと考えます。

### (2) 減免対象の範囲

#### ①減免対象者について

有料化の実施に当たっては、低所得者等にとって過度な経済負担とならないよう、考慮することが望ましいと考えます。

#### 【No. 9】

有料化実施自治体の事例によると、減免対象者は生活保護受給世帯等が一般的となっておりますが、減免対象者の検討に当たっては、従来の福祉施策との整合性や公平性を総合的に判断し、関係する所管との調整の上、検討する必要があります。

一方、公平負担の原則の観点から、指定袋配布枚数に上限を設け、減免対象者にもごみの減量を促す必要があります。

#### ②減免対象品目（有料化の対象外品目）について

手数料を賦課することが適当ではない品目については、減免対象とすることが一般的です。

減免対象品目（有料化の対象外品目）については、他の政策の妨げや矛盾となる品目、有料化の対象とすることが適当ではない品目に関しては、従来どおり透明又は半透明の袋に入れて排出することが望ましいと考えます。

#### 【No. 9】

有料化実施自治体の事例によると、一般的な減免対象品目（有料化の対象外品目）としては、地域清掃によるボランティア清掃ごみや、紙おむつ、有害ごみ・危険物等が挙げられます。

### (3) 手数料の料金体系

#### 【No. 10】

ごみ処理手数料の料金体系としては、ごみの排出量に応じて処理手数料が増加する「単純従量制」や一定量を超えたごみに対して処理手数料を徴収する「超過従量制」があります。超過従量制はごみ減量の動機付けが働きにくく、リバウンドしやすい傾向にあるという他市の事例もあることから、費用負担の公平性を確保でき、継続的なごみの減量効果が見込める「単純従量制」の採用が望ましいと考えます。

なお、全国の有料化実施自治体の約96%が「単純従量制」を採用しています。

### (4) 手数料徴収方法

手数料の徴収方法は、ごみの排出量を把握することが容易であり、全国的にも一般的となっている「指定ごみ袋」を手数料を付加した価格で販売する方法が望ましいと考えます。

### (5) 手数料の設定

#### 【No. 11】

環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、手数料を設定する際は、ごみの排出抑制と減量効果が期待できる料金水準、市民の受容性、周辺市町村の料金水準等を考慮する必要があるとされています。

料金水準については、図7のとおり手数料水準が高い大袋1枚(40ℓ～45ℓ)70円以上にした場合の減量効果が一番高くなっております。

また、市民の受容性に関しては、自治会説明会等で、手数料2.0円/ℓは高いとの意見もありましたが、手数料に関するものは意見全体の中でも一部であり、2.0円/ℓを否定するほどのものではなく、手数料収入のごみ処理経費全体に占める割合を試算すると約17%であり、ごみ処理経費の大部分は税金で賄われることになることから、市民が受容できる範囲であると考えます。

周辺市町村の手数料水準については、神奈川県下では大和市だけが1.6円/ℓで、鎌倉市・逗子市・藤沢市が2.0円/ℓとなっていますが、大和市においても有料化導入時は2.0円/ℓの手数料でありました。

以上のことを踏まえ、ごみの減量効果、市民の受容性、近隣自治体との手数料水準のバランスを考慮すると、海老名市では2.0円/ℓの手数料水準が望ましいと考えます。

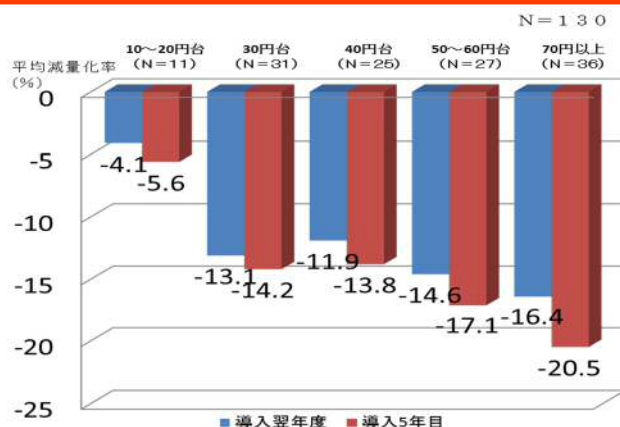


図7 手数料水準と家庭系ごみ排出量の減量効果(単純従量制130市)  
横軸は大袋1枚(40ℓ～45ℓ)の価格、  
Nは実施自治体数  
出典:東洋大学 山谷修作教授調査資料



## (6) 指定ごみ袋の種類と販売方法

指定ごみ袋を採用するに当たっては、排出及び収集の際に容易に確認できるようごみ袋の色や表示、利用しやすい形状であることが必要です。

また、24時間いつでもごみ出しができる大規模共同住宅対策として、瞬時にごみ・資源品目を判別できるよう、ごみ袋の色を品目毎に分けている自治体もあることから、有料化する品目毎に袋の色を別にするのか統一させるのかについて、製造コストや販売方法等を考慮しながら検討する必要があります。

さらには、各世帯がごみの排出量に応じた大きさのごみ袋を選択できるように、複数のサイズの指定ごみ袋を用意することが適当であり、排出抑制効果を得るためには、より容量の小さいごみ袋に移行していくような動機付けが望ましいとされております。

販売方法については、有料化実施自治体の事例では、商工会議所や民間業者を介する手法が一般的であり、市民の日常生活において購入しやすい販売方法であることや、欠品が生じない販売ルートの確立が求められます。

## (7) 手数料収入の使途

手数料収入の運用については、適切な使途を定めて透明化するとともに、ごみ処理経費の現状や内訳、ごみ減量の進捗状況等の情報と併せて市民に情報提供することが求められます。

また、手数料収入は特定財源として、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等の清掃関係事業に運用することが望ましいと考えます。

## 7 家庭系ごみ減量化・資源化のための併用策

家庭系ごみの減量化、資源化の拡大を図っていくためには、家庭ごみ有料化の導入に併せて、市民のごみの減量化、資源化の取り組みを促進する併用施策を実施するとともに、行政サービスの向上を図っていく必要があると考えます。

### (1) ごみ減量効果を高める戸別収集の検討

The infographic is a light blue rectangular box with a large blue cross on the left side. It is divided into two columns by a vertical line. The left column is titled '得られる効果' (Benefits) and lists seven items. The right column is titled '懸念・検討事項' (Concerns/Items for Consideration) and lists five items.

得られる効果	懸念・検討事項
・排出者責任の明確化	・収集コストについて
・排出抑制効果	・収集体制について
・高齢者等の負担軽減	・集合住宅対策について
・事業系一般廃棄物等の不法投棄の減少	・プライバシーの問題
・ごみ集積所の諸課題の解決	・雇用機会の創出
・まちの美観の保持	

戸別収集を有料化と併用で実施することで、ごみの分別と減量化を高める相乗効果が期待できます。

戸別収集は、戸建て住宅と共同住宅、事業者の排出場所を分離することによって排出者が明確になり、指定袋以外で排出する不適正排出者、混入不適物排出者等の個別指導が可能となります。

また、燃やせるごみを戸別収集することでまちの美観の保持やカラス対策、資源物の抜き取り防止にも有効であり、ごみ出しの負担軽減や高齢者の見守りサービスといった二次的効果も期待されます。

**【No. 12】** しかし、その反面では、収集時間やコストの増加も考えられ、戸別収集対象品目や収集体制の見直し、狭隘道路対策、集合住宅対策など懸念される事項についてあらかじめ検討しておく必要があります。

### (2) 剪定枝の資源化

現在、可燃ごみとして焼却処理している剪定枝については、緑化の推進と焼却量の減量目的から資源品目として資源化を図ることが望ましいと考えます。

**【No. 13】** 一般的な資源化の方法としては、RPF化、チップ化、堆肥化等が挙げられますが、想定排

**【No. 13】** 出量や受け入れ可能品目について民間事業者と調整の上、資源化手法や排出方法を検討する必要があります。

### (3) 雇用機会の創出

ごみの減量化策を検討する上で、他の施策に繋がる対策と成り得ないかとの考えから、高齢者や障がい者の雇用の場として活用できないか、その可能性について検討する余地があると考えます。

## 8 新たな減量化策導入に当たっての留意事項

### **【No. 14】** (1) 不法投棄対策について

全国の有料化実施自治体の実績では、有料化に起因する不法投棄の顕著な増加は見られないとされておりますが、有料化により不法投棄が増加する可能性を否定できるものではありません。

不法投棄対策としては、パトロールや啓発・指導の強化とともに、地域や民間も協力を求め、不法投棄の防止に取り組む必要があります。

### **【No. 15】** (2) ごみに関する情報提供や周知の徹底について

広報やごみ情報誌、自治会回覧等を各世帯に配布し、ごみの出し方に関する内容やごみ減量の方法を情報提供することにより、市民のごみ減量意識を高めていくことが必要です。また、外国籍や単身者世帯、高齢者等、多文化社会や情報社会に対応できるような幅広い周知、啓発方法の検討が求められます。

### **【No. 16】** (3) その他の留意事項について

**【No. 17】** 中間答申に対するパブリックコメントや自治会説明会により挙げられたご意見のうち、  
**【No. 18】** その他の主な留意事項については次のとおりです。

- ・有料化の周知のため、転入者へのごみ袋のサンプル配布の検討
- ・戸別収集となった場合、収集方法が変わらない集合住宅への支援策の検討
- ・戸別収集となった場合、敷地内に集積所を設置していない小規模集合住宅に対する集積所設置の協力。また、開発行為に該当しない建築に対する集積所設置の協力

## 最後に

家庭系ごみの減量については、時代に**応じて**様々な減量化策が講じられてきましたが、海老名市では人口の増加やまちづくりの進展等により、家庭から排出されるごみ量は、いまだ増加傾向にあり、特に家庭系ごみの減量化は喫緊の課題となっています。

このことから、今までのような行政主導のみの減量化策には限界があると考えます。

今後、さらなる家庭系ごみの減量化を図るには、市民もより一層、分別の意識を高めることが重要となり、全国的にも減量効果とその持続性について、既に実証されている家庭ごみの有料化の導入は、有効な手法であると考えます。

しかしながら、家庭系ごみの有料化導入にあたっては、市民がごみ排出時に一定の負担をすることでもあり、行政による説明、周知、啓発の徹底を要望します。**また、家庭系ごみと併せて、事業系ごみの減量化策についても具体策を検討・実施していくことで、海老名市全体のごみ排出量の削減に繋がるものと考えます。**

次世代へ課題を先送りすることがないように、将来を見据えた対策となるよう期待します。